

4. 受注者は、工事完成届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。
- (1) 設計図書（追加，変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。ただし、工事検査に必要な足場，はしご等，監督員の指示により存置するものを除く。
 - (2) 約款第17条第1項の規定に基づき，監督員の請求した改造が完了していること。
 - (3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真，出来形管理資料，工事関係図及び工事報告書等の資料の整備がすべて完了していること。
 - (4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては，最終変更契約を発注者と締結していること。
5. 発注者は，工事検査に先立って，監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
6. 受注者は，工事目的物を対象として契約図書と対比した，次の各号に掲げる検査を臨場の上，受けなければならない。
- (1) 工事の出来形について，形状，寸法，精度，数量，品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について，書類，記録及び写真等を参考にした検査。
7. 発注者は，検査の結果，契約書，約款及び設計図書等に適合しないとして，その内容及びそれに対する処置に関する意見を検査員から通知された場合は，不適合の原因が受注者の責任による場合，受注者に対して，期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
8. 受注者は，当該工事完成検査については，第1編1-1-23第3項の規定を準用する。
9. 受注者は，電子納品を実施する場合，「福島県電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」によらなければならない。
なお，電子納品とは，「受注者が監督員に対して電子成果品を納品すること」をいう。
10. 電子成果品は，維持管理や次フェーズ以降での電子データの利活用が確実である書類を対象とし，「工事完成図書の電子納品要領」(以下「要領」という。)に基づいて作成した，工事完成図，工事完成図，施設台帳，地質データ，i-Constructionデータの4種類とする。
11. 工事帳票は，打合せ簿，確認書，工事履行報告書，施工計画書，出来形管理資料，品質管理資料等の定型様式の資料，及び打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料を対象書類とする。

12. 電子的方法で情報交換、納品、検査する書類は、監督員と協議し決定する。
13. 「要領」に基づいて作成した電子成果品は、電子媒体で1部提出する。
なお、工事完成図と施設台帳は紙媒体でも1部提出する。
14. 工事帳票及び工事写真は、電子成果品とは別の電子媒体で1部提出する。
なお、「施工前後の工事写真」は、紙媒体でも1部提出する。
15. 電子成果品は、電子納品チェックシステム等により「電子納品に関する要領・基準に適合している」こと、CADソフト付属のチェック機能等により「CAD製図基準に適合していること」のチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。
16. 工事帳票及び工事写真は、ウイルス対策を実施したうえで提出しなければならない。

1 - 1 - 26 既済部分検査等

1. 受注者は、約款第37条第2項の部分払の確認の請求を行った場合、又は、約款第38条第1項の工事の完成の通知を行った場合は、既済部分に係わる検査を受けなければならない。
2. 受注者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求、約款第37条に基づく部分払いの請求を行うときは、前項の検査を受ける前に監督員の指示により、工事出来高報告書（第27 - 2号様式）及び工事出来形内訳書（任意様式）を作成し、監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、検査にあたって、工事目的物を対象として工事出来高報告書及び工事出来高内訳書と対比した、次の各号に掲げる検査を臨場の上、受けなければならない。
 - (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査。
 - (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にした検査。
4. 受注者は、発注者の指示による修補については、前条の第7項の規定に従うものとする。
5. 受注者は、当該既済部分検査については、第1編1 - 1 - 23第3項の規定を準用する。
6. 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。
7. 受注者は、約款第34条に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1 - 1 - 27 中間検査

1. 中間検査は、約款第31条の2及び中間検査実施要領に基づき、対象工事と定められた工事について実施するものとする。
2. 受注者は、当該中間検査については、第1編1 - 1 - 23第3項の規定を準用する。また、受注者は当該中間検査に立ち会わなければならない。

1 - 1 - 28 部分使用

1. 発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。
2. 受注者は、発注者が約款第33条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合には、原則として課長等により検査基準に基づき品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。

1 - 1 - 29 施工管理

1. 受注者は、工事の施工にあたっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
2. 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。この場合、受注者は、監督員の指示に従うものとする。これに伴う費用は、受注者の負担とする。
 - (1) 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - (2) 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - (3) 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
3. 受注者は、施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般行人等が見易い場所に、工事名、工事期間、発注者名、受注者名を記載した工事名標示板を設置し、工事完成後は速やかに撤去しなければならない。発注者名は、契約上の発注者名ではなく、当該工事の監督業務を担当している事務所・課名を記入すること。連絡先には、当該工事の現場責任者に限らず、受注者として必ず終日連絡の取れる連絡先を記入すること。なお、工事名標示板のレイアウト等の詳細については、共通仕様書（土木工事編）参考資料の「保安施設設置基準（道路）」の工事名標示板によるものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、工事名標示板は県産木材を利用した枠材に取り付け、工事現場に設置することとし、枠材については、以下の規定によるものとする。

4 - 8 - 6 橋梁用防護柵工

受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。

4 - 8 - 7 橋梁用高欄工

受注者は、鋼製高欄の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。また、原則として、橋梁上部工の支間の支保工をゆるめた後でなければ施工を行ってはならない。

4 - 8 - 8 検査路工

受注者は、検査路工の施工については、設計図書に従い、正しい位置に設置しなければならない。

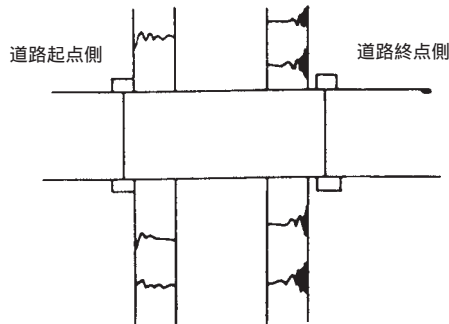
4 - 8 - 9 橋名板工

1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法により作成し、次図のとおり配置するものとする。

橋名 (漢字) 河川名 (漢字) 竣工年月日

橋名 (ひらがな)[※]

※橋名 (ひらがな)に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。



事を考慮して、有害な変形等が生じないものを使用しなければならない。

3. 受注者は、各滑り装置の高さについて、入念に管理を行わなければならない。

第13節 橋梁付属物工

5 - 13 - 1 一般事項

本節は、橋梁付属物工として伸縮装置工、排水装置工、地覆工、橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工、検査路工、銘板工その他これらに類する工種について定めるものとする。

5 - 13 - 2 伸縮装置工

伸縮装置工の施工については、第3編1 - 3 - 24伸縮装置工の規定によるものとする。

5 - 13 - 3 排水装置工

排水装置工の施工については、第4編4 - 8 - 4排水装置工の規定によるものとする。

5 - 13 - 4 地覆工

地覆工の施工については、第4編4 - 8 - 5地覆工の規定によるものとする。

5 - 13 - 5 橋梁用防護柵工

橋梁用防護柵工の施工については、第4編4 - 8 - 6橋梁用防護柵工の規定によるものとする。

5 - 13 - 6 橋梁用高欄工

橋梁用高欄工の施工については、第4編4 - 8 - 7橋梁用高欄工の規定によるものとする。

5 - 13 - 7 検査路工

受注者は、検査路工の施工については、第4編4 - 8 - 8検査路工の規定によるものとする。

5 - 13 - 8 橋名板工

1. 受注者は、橋梁の橋名板についてはブロンズ製とし設計図書の寸法より作成し、次図のとおり配置するものとする。

橋名(漢字) 河川名(漢字) 竣工年月日

橋名(ひらがな)*

※橋名(ひらがな)に記載する「はし」には濁点を付けないことを標準とする。